

認可外保育施設を
利用している方へ

令和元年10月から 幼児教育・保育の無償化がスタートします

- 無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

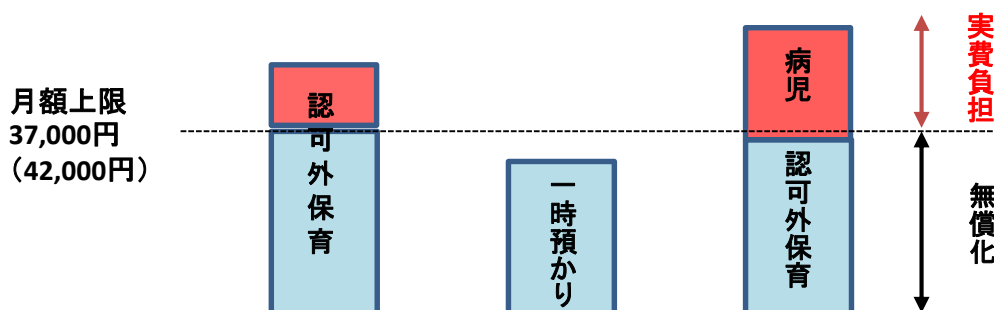
(注1) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があることが必要です。

(注2) 認可保育園等の入所申し込みをした方で、すでに認定を受けている方については、改めての認定申請は不要です。

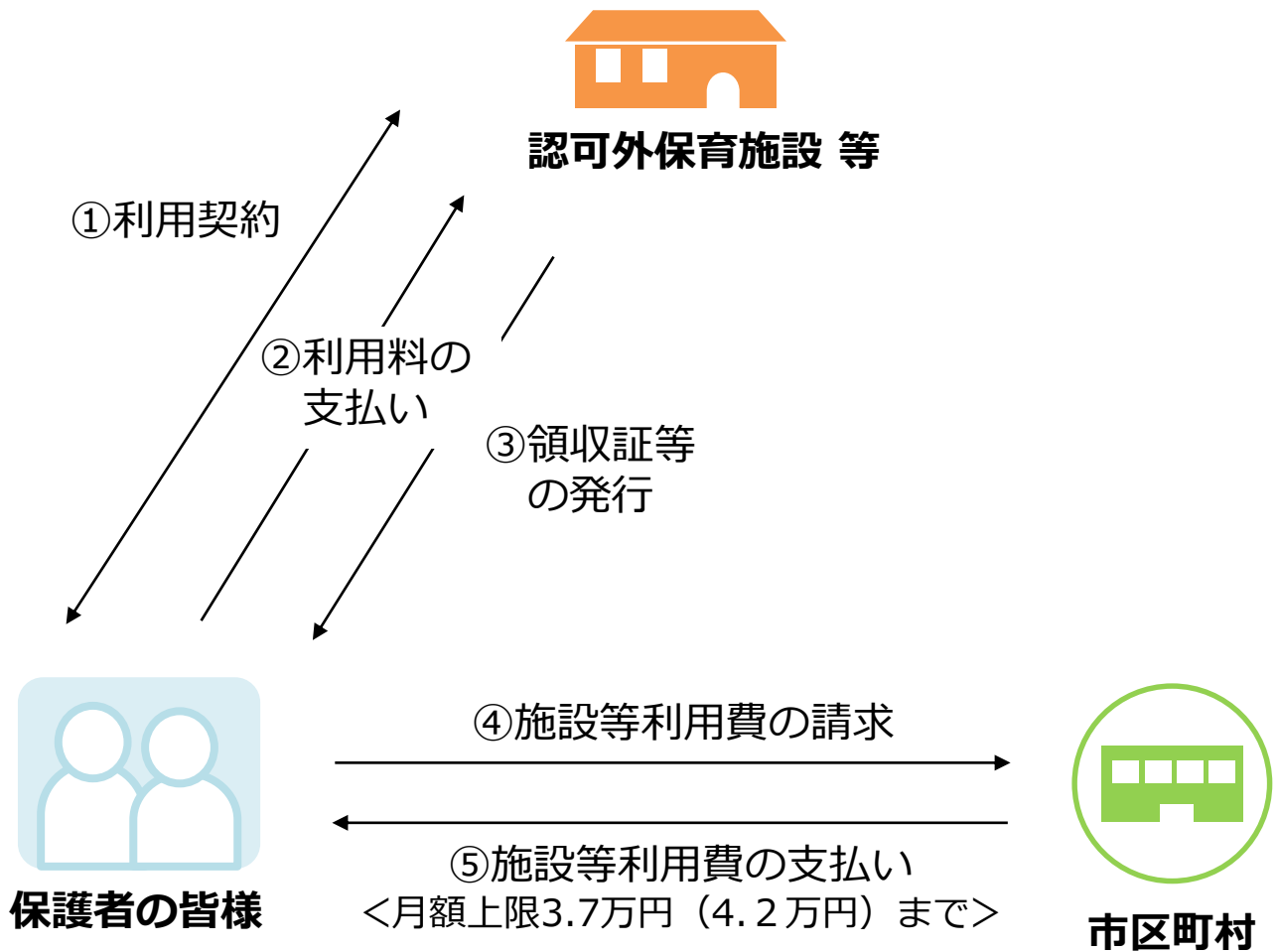
- 3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもたちは、月額3.7万円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無償化の対象となります。

- 認可外保育施設（一般的な認可外保育施設や、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所等）に加え、
 - ・ 一時預かり事業 ・ 病児保育事業
 - ・ ファミリー・サポート・センター事業が対象です。

無償化のイメージ



[基本的な手続きのイメージ]



請求方法、請求時期については、詳細が決まり次第、園を通じてお伝えします。

- ✓ 無償化の対象となるには、「認定申請書」の提出が必要（様式第1号）です。
- ✓ 給食（おやつ、飲み物含む）の費用、通園送迎費、行事費などは、無償化の対象外になります。

(お問合せ先) 下関市子ども未来部幼児保育課
TEL: 083-231-1397・1929
FAX: 083-231-1995